

資料1

平成28年3月16日  
健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

三重県子ども・若者支援地域協議会の設置について

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援施策の総合的支援のための枠組み整備等について定めた子ども・若者育成支援推進法(以下、「法」という)において、「地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとする」と定められており、本県においても、下記の通り子ども・若者支援地域協議会(以下、「協議会」という)を設置いたします。

1 協議会の設置の必要性について

「平成26年 子ども・若者育成支援推進大綱総点検報告書」によると、

- 不登校状態にある子どもが学校を卒業した後のフォローアップが難しく、長期的な展望に立った支援が難しい。
- ニートと呼ばれる若者の多くは、過去にいじめ被害の経験を持っているなど、いじめは学齢期に止まる問題ではない。
- 児童養護施設を退所した若者をカバーする社会資源が乏しい。
- 障がい児支援においては、就学までが福祉、就学後は教育、卒業すると福祉というように、必ずしも継続的な支援とはなっていない。

といった子ども・若者のライフサイクルにおける課題があるとされており、本県においても同様の課題があると考えます。

このため、子ども・若者の発達段階やライフサイクルを踏まえ、教育、労働、福祉などの機能をつなげ、年齢を縦断し、継続的に社会的な自立に至るまでの一貫した支援を行う「縦のネットワーク」と、関係する機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、「個々の子ども・若者」に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる必要があります。

若年無業者やひきこもりなどの困難を有する個々の子ども・若者支援については、基礎的自治体である市町での取組が重要であるため、平成27年度に県内全市町を訪問し、現状を聞き取りました。その結果、一部の市で協議会設置に向けて検討がはじまっているものの、「法にかかる窓口が無い」、「教育部門と福祉部門の連携があまり図られていない」などのほか、小規模な町からは「単独では協議

会設置が困難であり、広域での取組が必要ではないか」、「まずは県レベルで協議会を設置し、それをモデルとして市町に設置を働きかけてはどうか」との声がありました。

このため、まずは県レベルで社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者支援のための検討を進めるほか、市町における「縦」「横」のネットワークづくり（＝協議会の設置）の促進についての検討を行うため、協議会を設置いたします。

## 2 協議会での協議事項について

協議会においては、

- ・ 関係機関間での支援の隙間が生じないよう情報を共有すること。
- ・ それぞれで情報発信を行っている既存の社会資源のとりまとめ
- ・ 県民に発信すべき支援の情報についてのとりまとめ
- ・ ゲストスピーカーを招いて先進事例等の共有

などに取り組み、市町での設置促進に関する検討につなげていきたいと考えています。

## 3 協議会の構成

協議会は、子ども・家庭局次長を会長とし、構成機関は別紙のとおりとします。また、会議は各構成機関の代表者からなる「代表者会議」、担当者からなる「実務者会議」により構成します。

なお、少子化対策課は法に基づく調整機関（事務局）として、協議会の事務、関係機関の社会資源のとりまとめ、内閣府等からの情報の提供、市町への情報提供、市町の状況の把握を行います。

## 4 今後のスケジュール

平成 28 年 3 月 16 日	子どもスマイルプラン推進本部員会議
平成 28 年 4 月	協議会設置要綱の制定
	第 1 回実務者会議
	第 1 回代表者会議
平成 29 年 1 月	第 2 回実務者会議
2 月	市町向け説明会（県協議会での協議事項の共有など）

## 【参考資料】

### ○全国における設置状況

平成 28 年 1 月時点での全国における協議会の設置状況は次のとおりです。

・都道府県：30 都道府県 ・政令指定都市：13 市 ・市区町村：44 市区町

※未設置の府県（下線の 8 県は管内市町においても未設置）

岩手県、秋田県、宮城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県、高知県、福岡県

※平成 27 年度に設置した府県 茨城県、岐阜県、大阪府、奈良県、徳島県

### ○子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。



## 三重県子ども・若者支援助地域協議会構成機関(案)

(福祉)		備考
1	健康福祉部地域福祉課	民生委員・児童委員主管課
2	健康福祉部障がい福祉課	障がい者(児)主管課
3	健康福祉部医療対策局健康づくり課	メンタルヘルス
4	健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課	
5	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	要対協主管課
6	三重県児童相談センター	児童相談
7	三重県人権センター	人権
8	三重県こころの健康センター	引きこもり相談センター

(労働)		
9	三重労働局	職業安定課
11	雇用経済部雇用対策課	雇用主管課
12	若者就業サポートステーション・みえ	就労支援(国受託事業)
13	いせ若者就業サポートステーション	就労支援(国受託事業)
14	いが若者サポートステーション	就労支援(国受託事業)
15	北勢地域若者サポートステーション	就労支援(国受託事業)

(教育)		
16	三重県環境生活部私学課	私学
17	三重県教育委員会生徒指導課	不登校
18	三重県教育委員会研修企画・支援課	教育相談

(矯正・更生保護)		
19	津保護観察所	更生
20	津少年鑑別所	非行犯罪防止援助
21	三重県警察本部生活安全部少年課	青少年の非行防止

(市町)		
22	亀山市教育委員会生涯学習室	子ども・若者支援推進市
23	尾鷲市教育委員会生涯学習課	子ども・若者支援推進市

(その他)		
24	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター	子ども関係のNPOネットワーク
25	特定非営利活動法人MCサポートセンターみっくみえ	母子健全育成
26	公益財団法人みえこどもわかもの育成財団	青少年健全育成
27	みえ不登校支援ネットワーク	不登校の支援
28	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	



## 三重県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（案）

### （目的）

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下、「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、三重県子ども・若者支援地域協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 子ども・若者への支援に係る情報の交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子ども・若者への支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- (3) 子ども・若者への支援に関する研修及び情報発信に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認める事項に関すること。

### （構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下、「構成機関」という。）をもって構成する。

### （組織）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、三重県健康福祉部子ども・家庭局次長をもって充てる
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成機関の代表者がその職務を代行する。

### （調整機関）

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)は、三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
  - (2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

### （会議）

第6条 協議会に代表者会議、実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、構成機関の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

- 3 実務者会議は、構成機関の実務担当者により構成し、協議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。
- 4 会長は前2項の会議の開催にあたり必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の開催)

第7条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議は調整機関の長が招集する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。



別表（第3条関係）

分野等	機関名
福祉	健康福祉部地域福祉課
	健康福祉部障がい福祉課
	健康福祉部医療対策局健康づくり課
	健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課
	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課
	三重県児童相談センター
	三重県こころの健康センター
	三重県人権センター
労働	三重労働局
	雇用経済部雇用対策課
	若者就業サポートステーション・みえ
	いせ若者就業サポートステーション
	いが若者サポートステーション
	北勢地域若者サポートステーション
教育	三重県環境生活部私学課
	三重県教育委員会生徒指導課
	三重県教育委員会研修企画・支援課
更生・矯正保護	津少年鑑別所
	津保護観察所
	三重県警察本部生活安全部少年課
市町	亀山市教育委員会生涯学習室
	尾鷲市教育委員会生涯学習課
民間支援団体等	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター
	特定非営利活動法人MCサポートセンターみっくみえ
	公益財団法人みえこどもわかもの育成財団
	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
	みえ不登校支援ネットワーク

